

全警協発第64号
令和3年5月28日

各協会会長 殿

(一社) 全国警備業協会
専務理事 福島 克臣

警察行政手続サイトの運用開始について

謹 啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび警察庁において、国民の利便性向上のため、一部の手続を対象としてオンラインでの申請等を可能とする「警察行政手続サイト」の運用が開始されることとなりました。

警察行政手続サイトを利用することで、下記の対象手続については、都道府県警察に対する申請・届出を全国の警察署等に電子メールで行うことができるようになります。

なお、今回の対応は、警察庁が政府の方針に基づいて行ったものであります。当協会が警察庁と協議して作成した「行政のデジタル化に関する警備業界の要望について」に盛り込まれていた警備業法上の各種手続きのオンライン化・ワンストップ化に関する要望を汲みして頂いたものであります。

また、今後の取組として、警察行政手続サイトが当面の試行として運用されるものであり、その運用状況を踏まえ、対象手続の追加や、より利便性の高いシステムの導入等を検討されることとなっていることから、当協会と致しましては、引き続き、対象手続の追加等について要望して参ります。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、本件について、管内加盟警備業者に周知頂きますようお願い申し上げます。

謹 白

記

1 対象手続

対象手続は、下記3種類の法令に関連する6つの手続である。

(1) 道路交通法関係

○ 道路使用許可の申請(道路交通法第78条第1項)

※ 定型的なもの及び反復継続して行うものを基本的に想定

○ 道路使用許可証の記載事項の変更の届出(道路交通法第78条第4項)

※ 申請者等の氏名・住所の変更等を基本的に想定

- 道路使用許可証の再交付申請(道路交通法第 78 条第 5 項)

(2) 警備業法関係

- 服装の届出(警備業法第 16 条第 2 項)
- 服装の変更の届出(警備業法第 16 条第 3 項)

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

- 責任者の選任の届出(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第 17 条第 1 項)

2 運用開始日時

令和 3 年 6 月 1 日(火)午前 10 時

3 警察行政手続サイトの URL

<https://proc.npa.go.jp/>

以上